

令和8年度第1回守山市障害者施策推進協議会 議事要旨

日時：令和8年5月22日（金）13:30～15:30

場所：守山市役所2階 防災会議室

【会議次第】

1. 開会

2. 議題

「(仮称) もりやま障害福祉プラン2027」策定に向けて

(1) 障害福祉計画策定について

(2) 本市の障害福祉サービス等の現状について

(3) 「もりやま障害福祉プラン2024」における取組の成果および課題等

(4) 「(仮称) もりやま障害福祉プラン2027」策定スケジュール

3. 閉会

配布資料

- ・ 委員名簿（次第裏面）
- ・ 障害福祉計画策定について . . . 資料1
- ・ 本市の障害福祉サービス等の現状について . . . 資料2
- ・ 「もりやま障害福祉プラン2024」における取組の成果および課題等 . . . 資料3
- ・ アンケート調査結果（前回・今回）比較資料 . . . 資料4
- ・ 「(仮称) もりやま障害福祉プラン2027」策定スケジュール . . . 資料5

追加資料

- ・ ご意見シート（一覧）

参考資料

- ・ 「(仮称) もりやま障害福祉プラン2027」策定にかかるアンケート調査報告書
- ・ 基本指針見直しの主な事項
- ・ 守山市障害者施策推進協議会条例
- ・ 守山市障害者施策推進協議会について
- ・ 市内施設一覧
- ・ 用語解説

議 事 録

1 開会

<健康福祉部理事 挨拶>

<事務局より>

・ 委員紹介

出席委員 12 名、欠席 1 名

- ・ 協議会の内容は公開とし、議事録は委員名を記載した要約筆記を市 HP に公開する。
- ・ 条例第 6 条に基づき、委員の互選により会長は栗田委員、副会長は植松委員に決定。

2 議題

「(仮称) もりやま障害福祉プラン 2027」の策定に向けて

(1) 障害福祉計画策定について事務局より説明

栗田会長 (以下会長)	今の説明について、ご意見等あればお願いします。
光村委員	資料 1 の策定の趣旨に「障害福祉計画および障害児福祉計画を策定することとされています」とあるが、これは何らかの拘束性や義務があるという意味か。
事務局	国の基本指針に基づき、このタイミングで策定を行うよう国から指示が出ているという意味である。
小島委員	法律名に合わせて「障害」という漢字を使用している点について、当事者の家族から「害」という字に抵抗感があるという声を聞く。市の見解を伺いたい。
事務局	障害福祉プランが障害者総合支援法や児童福祉法、障害者基本法に基づく計画のため、法律名と同じ漢字表記としている。ひらがな表記が広まっていることや、当事者の方のお気持ちに、イメージを和らげる意図を持っていることは理解しているが、本計画では法律に合わせた表記とさせていただく。

(2) 本市の障害福祉サービスの現状について事務局より説明

会長	今の説明について、ご意見等あればお願いします。
光村委員	市のからの現状報告では小中学校の学級単位での集計が基本のようだが、市内には小中学校を卒業後、特別支援学校に通う子どもや、先に話があっ

	<p>た 18 歳以降の福祉対象者もいる。</p> <p>学齢期は学級単位の管理でもよいが、ライフサイクルの各段階で均等かつ継続的な支援を行うためには、学齢期以降 18 歳までの特別支援学校を含めた状況把握が重要になる。特に 18 歳以上の福祉対象者の動向については今後の市の負担増につながるため、その数を見逃さないことが大切。</p> <p>生涯を通じて同じレベルのサービスを提供するため、小中学校の学級在籍数だけでなく、特別支援対象者（特別支援学校の在籍者）を含む市民全体の数の把握も重要であり、その状況についても情報提供をお願いしたい。</p>
事務局	<p>今回は間に合わなかったが、県からの集計報告が間もなくあるので、確認し、特別支援学校の在籍者数を含む現状についても後日報告させていただきたい。</p>
四辻委員	<p>小学校で特別支援学級の在籍者数が減少して中学校で増えているなら、小学校の人数がそのまま中学校に行けば変わらないのではないかと。通常学級に在籍しながら支援を受けている子は小学校では増え、中学校では減少するのは、支援の必要がなくなったという意味もあるのか。</p>
会長	<p>中学校で特別支援学級の在籍者数が増加しているのは、恐らく中学校という思春期特有の課題や、発達課題的に集団が難しくなりやすいなどの影響がありそうだが、事務局としてどうか。</p>
事務局	<p>学校現場に聞いていると、中学校になると教科が難しくなり、高校受験を控えて少人数での個別指導（支援学級）を望むケースが増える全国的な傾向がある。また、高学年や思春期になるにつれて発達障害等の課題が明らかになり、特別支援学級を選択する生徒が増える側面もあると考えられる。</p>
四辻委員	<p>全国的な傾向として、小学校ではインクルーシブ教育が進んで中学校では進んでいない。その理由の一つに、教科の難化や高校受験を控え、少人数での個別指導（特別支援学級）を望む親や子どもが増加していることが挙げられている。支援学級からでも通信制高校などへ進学しやすくなったこともその傾向を後押ししているようだ。良いことなのか悪いことなのか判断は非常に難しいが、そういう傾向が守山市の現状にも表れている。小学校まで通常学級で共に過ごした子どもが中学校で急に分けられることが、その後、地域で生活するうえで人生にどう影響するのかを懸念している。</p>
植松委員	<p>学年ごとの人数比（小学校 6 学年で 197 人、中学校 3 学年で 130 人）から、中学校進学時に特別支援学級を選択する子どもが明らかに増加していることが読み取れる。要因としては、勉強や高校受験のハードルだけでなく、発達障害などが小学校高学年や思春期になるにつれて顕在化することが考えられる。低学年時は見守られていた子どもが、高学年で特別支援学級へ移り、そのまま中学校でも継続しているのではないかと。</p>
会長	<p>インクルーシブ教育については、ヨーロッパを中心に発達している。施設的环境も違えば生徒も違う。日本では留年がないが、ヨーロッパでは</p>

	小学校から留年がある。インクルーシブ教育を考えるとずいぶん異なるため難しく、国も含めて今後さらに様々な観点からの検討が必要であると感じる。
--	---

(3) 「もりやま障害福祉プラン 2024」における取組の成果および課題等

基本目標1つ目から3つ目について事務局より説明

会長	今の説明について、ご意見等あればお願いします。
大幡委員	「みんなのルシオールカーニバル」の件が挙げられていたが、共生社会の実現には、行政の努力だけでなく、市民一人ひとりが障害者と直接交流する場が必要不可欠である。福祉協力員は、高齢者には対応するが障害者への対応は遅れているので、もっと自治会の協力も必要なのではないかと思う。
事務局	自然な形で障害のある方と接する機会を作り、垣根をなくす積極的な働きかけが必要であると考えている。「みんなのルシオールカーニバル」の継続や、音楽やスポーツ（さざなみの会、ユニスポもりやま等）を通じた多様な交流の取組を、今後も展開していきたい。
大幡委員	各障害区分の相談員が具体的にどのような活動をしているか広報等でも周知し、孤立しがちな当事者や家族が相談しやすい環境を整えてほしい。また、県の共生社会条例に基づく虐待・差別等の相談窓口「地域アドボケーター」をしているが、現在のように県へ直接報告する体制ではなく、守山市を通す形へ見直すべきではないか。さらに、地域アドボケーター自体の周知も不足しており、共生に向けた動きを進めようとしても、周知不足により実際の相談支援につながっていないことが課題と考えている。
事務局	適切な広報周知をまだまだ積極的に進める必要があると認識します。
小島委員	市民と障害者の交流機会を設け啓発を推進することは重要だが、「ユニスポもりやま」等のイベントでは参加者が固定化している課題がある。イベント情報などを、気軽に市の広報に掲載できる体制があると良い。一方で、社協の広報紙（年4回発行）が全戸配布しているのに対し、市の広報（年24回発行）は新聞折り込みのため、目に触れる機会が少なくなっているという課題もあるので、より工夫をした周知が必要である。視覚障害者の点字ワークショップの周知なども含め、啓発活動は非常に重要であるため、市の「広報もりやま」を積極的に活用してほしい。
植松委員	「障害の理解促進」という表現について、何を理解させようとしているのが欠けている。障害特性は理解すべき内容が異なり、健常者から見たら何を理解すべき課題か見えないのではないか。障害の特性を知るだけでなく、「障害者の生きていくための権利が阻害されている実態」を理解してもらうことが重要と考える。資料4の当事者アンケートの結果

	<p>から、「街中での周囲の視線」は18歳以上と18歳未満がともに共通して差別・偏見を感じている現状だが、18歳以上は「仕事」、18歳未満は「教育」の場で差別・偏見を多く感じていると読み取れる。仕事の場に対しては、「合理的配慮を推進し、人権を守らなければならない」という啓発や、教育の場では「等しく教育を受けられる権利を保障してあげないといけない」という理解を周囲に求めていく場面転換が必要ではないかと感じる。共通していることは、障害のある人にとって、「生きていくための権利が阻害されている社会だ」と周囲に理解させる必要がある。障害者の権利を守るため、それぞれの場面に合った啓発を積極的に進めていくべきである。</p>
四辻委員	<p>差別的な視線をなくすには、日常の接点を増やす必要があり、その最も自然な場所は学校である。小学校、中学校で接点が増えたら街中でも接点が増えるというのは自然な流れ。学校教育の段階で、障害があるからと特別支援学級に分けてしまうと、子ども同士の接点が減ってしまい、偏見を生む原因になる。ずっと一緒であれば得意なこと苦手なことが分かり、理屈抜きに付き合っていけるが、分けてしまうと分けられた子はいないことにされ、共生にならないのではないだろうか。これは学校教育の大きな課題だと思う。支援していく人が、もっと支援をしようとしても限界がある。同じ世代の子どもたちが同じ仲間として自然に関わり合える環境を作ることが、将来的な共生社会につながる。ぜひ、この協議検討の場に教育委員会の方々も参加いただくという視点も必要かと思う。</p>

(3) 「もりやま障害福祉プラン 2024」における取組の成果および課題等

基本目標4つ目から7つ目について事務局より説明

会長	<p>今の説明について、ご意見等あればお願いします。</p>
光村委員	<p>個々の特性に応じた支援の場の提供に関して、グループホーム等整備の県単独補助金が「時限措置」とされているが、この措置以降のお考えを説明いただきたい。市の財政が厳しい中、国や県の補助金に頼らずに市ができる独自の施策はあるのか。例えば、市有地や市の施設の活用、商工会議所などとの連携、あるいは他分野で事例があるような空き施設の活用など、予算に頼らない施策について市のお考えをお聞かせいただきたい。</p>
事務局	<p>事業の推進をはかる為には、国、県、市それぞれからの支援が重要だと認識している。現在の県単独補助金については継続のニーズが高いため、県へ要望している。国としてもグループホーム等での地域移行を推進する方針であり、引き続き県に対して強く継続を働きかけていきたい。</p>

大幡委員	国が示す「就労選択支援事業」について、現在の「相談支援事業所」も人員不足である中、市としては、どのような取り組みをしていくのか。
事務局	国が示す「就労選択支援」は相談事業ではなく、就労に向けての本人の強みや、必要な支援を探る福祉サービスの一つである。現在は「就労選択支援事業」を担う事業所を増やしていこうとしている段階。まずは圏域内での設置について、体制やルールづくりを進めている。
伊藤委員	今回のアンケート結果について、回答者の18歳以上は60%以上が身体障害者、18歳未満は60%以上が知的障害者の意見が出されている。全体をひとくくりにした統計的処理で判断するのも一つの方法だが、やはり障害ごとの特性の違いを考慮し、ぜひ、個々の障害特性に応じたプランの内容となるよう進めていただきたい。
事務局	今回お示ししたのは全体集計であるが、障害別の集計も行っている。いただいた意見を参考に進めていきたい。
真溪委員	開校時期は未定だが、金森に新設される県立の「特別支援学校」は、カフェスペースでの就労や地域交流、また地域の小中学校との合同行事の開催なども検討をしている。特別支援学校の教員は当然、専門性を持っているため、教員が公立の小中学校の先生方に助言するといった「教育センター」のような機能を持つことについても検討をしている。プラン策定において、ぜひ特別支援学校との連携・活用を考慮してほしい。
太田委員	アンケート結果は資料としていただいているが、質問や選択肢には出てこない生の意見が事業所ヒアリングの中で出てきたのではないかと。ただけなのであれば拝見したい。また、ご意見シートの質問に対する事務局の回答は、可能であれば、次回以降の資料として提供していただきたい。
会長	資料提供の件については参考とさせていただきます。

(4)「(仮称) もりやま障害福祉プラン 2027」の策定スケジュールについておよび今後は(仮称)を除いて「もりやま障害福祉プラン 2027」とする件について事務局より説明

会長	今の説明について、ご意見等あればお願いします。プラン名から「(仮称)」を外して進めることに異議はないか。
委員	(異議なし)

<事務局>

次回障害者施策推進協議会は令和8年8月を予定している。

閉会